

難民 Refugees

Number

33

2005年第2号

UNHCR
ニュース

United Nations
High Commissioner
for Refugees

国連難民高等弁務官事務所

World Refugee
Day



20 June

6月20日は「世界難民の日」
今年のテーマは
「難民であることの勇氣」です。

UNHCR
RDF



Operation Report

タンザニア

「集団」レベルより
「個人」レベルでの
保護を

—新しい難民登録制度



UNHCR
The UN Refugee Agency

Contents

- Operation Report**
- 3 **タンザニア
「集団」レベルより
「個人」レベルでの
保護を
—新しい難民登録制度**
-
- Guest Column**
- 5 **ゼロからの出発 スーダン南部**
共同通信社 ナイロビ支局長
淵野新一
-
- Asylum in Japan**
- 6 **難民支援の担い手を
育てるために**
- 7 **難民保護は皆の責務**
-
- Staff Profile**
- 8 **私とUNHCR 第13回**
-
- Focus**
- 9 **UNHCRの予算・財務制度 第3回**
-
- 10 **6月20日
「世界難民の日」**
-
- News**
- 15 **UNHCRの津波被災者への支援**
スーダン南部、不足する活動資金
トーゴ難民
隣国ガーナとベナンへ流出
英国への第三国定住
-
- 16 **日本と庇護**

難民
Refugees
Number 33
2005年第2号



—表紙写真—

メイン(モノクロ)
◀スマトラ島沖地震による津波の被災者。UNHCRの支援で地元の開発援助基金が設営した仮のシェルターの前で。スリランカのアンバラ県
UNHCR/Z. Burda

右下 スーダン南部のUNHCRイエイ事務所の駐車場に張られた軽量テント。従来の布地のテントよりはるかに軽量で、輸送・取り扱い・設営も容易。
UNHCR/Y. Moriya

Message from the Editor

UNHCRにとって今年の第1四半期は、昨年末のスマトラ島沖地震と津波の被災者への支援という過去に取り組んだことのない分野での活動に始まり、被災地スリランカ、インドネシア、ソマリアで人道支援活動を行ってきた。UNHCRとHCR協会が行った募金の呼びかけに、これまで以上に支援の輪が広がり多くの皆様から協力が得られ、新聞社なども連携することができた。

第2四半期の5月半ば、日本の難民認定制度にも大きな変化があった。「出入国管理および難民認定法」の改正が施行され、「難民審査参与員制度」もスタートした。日本の難民受け入れ制度が大きく前進したことを特に記したい。

そして「勇氣」をテーマに6月20日の「世界難民の日」に向けて、さまざまな行事が日本各地で執り行われつつある。世代や立場をこえて、多くの人たちが難民間題について関心を持ってくれることがUNHCRにとっては何よりも心強い。

UNHCR駐日地域事務所
副代表 浅羽俊一郎

掲載記事の転載をご希望の方は、事前に下記のUNHCR広報室にご相談下さい。なお、転載の際には、記事の全文掲載をお願いします。

お知らせ

UNHCR駐日地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご活用下さい。資料紹介もあり、ホームページから電子メールでのお申し込みも可能です。

<http://www.unhcr.or.jp>

資料に関するお問い合わせ先

UNHCR (ユー・エヌ・エイチ・シー・アール)
東京事務所 広報室
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-70
UNハウス (国連大学ビル) 6階
TEL 03-3499-2310 (広報室直通)
FAX 03-3499-2273

その他のお問い合わせ先

TEL 03-3499-2011 (代表)

UNHCRニュース 2005年第2号
「難民 Refugees」No.33 2005年5月
発行人 浅羽俊一郎
編集 箱崎律香、野中聖子
デザイン 鈴木俊秀
制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。ご寄付は日本国連HCR協会を通じてお願いいたします。
口座番号 00140-6-569575
加入者名 HCR協会(手数料加入者負担)

詳しくは裏表紙をご覧ください。

Tanzania



- 首都
- UNHCR事務所
- ▲ 難民キャンプ
- 一時滞在センター



ブルンジ難民を登録するための面接。
ルコレA難民キャンプ、ンガラ
UNHCR/N.Takagi

Operation Report

タンザニア 「集団」レベルより 「個人」レベルでの保護を —新しい難民登録制度

40万人分の写真撮影

タンザニアでは、昨年末に導入された難民登録の新しい原則と基準に従い、今年、大々的な登録作業が行われる。既存のデータベースにある登録内容の確認とともに、今まで漏れていた個人情報の収集、そして個人写真の撮影が行われる。登録の方法も、従来のように登録を終えた人にリストバンド（腕輪）をはめたり、スタンプを押すような、単純な流れ作業のようなやり方ではない。UNHCRまたはパートナーNGO（非政府組織）の職員が、仕切られたスペースで、家族ごとに面接し、打ち解けた雰囲気できちんと話を聞くというような、より対話的な方法を取り入れる。

しかし40万人分のインタビューと写真撮影を行うのだ。5月に本格的に始まるこのプロジェクトを10月末までに終わらせるには、週末を除いて1日に3300人以上の難民の個人写真が、タンザニア西部に点在する12の難民キャンプで撮影されることになる。これはもちろん容易い仕事ではない。コーディネーターの私にとっても4つのUNHCR事務所を巡回するためコンゴ、ブルンジ、ルワンダ国境に沿って約200kmある、でこぼこの田舎道を行ったり来たりするのは、確かにしんどい。しかし今回の登録は20年以上、難民の大規模な流入と帰還を繰り返し経験してきたUNHCRタンザニア事務所にとって、難

民に適切な保護と援助を行っていく上でとても重要な作業なのだ。

「悪夢のような難民状況」、その10年後

現在タンザニアで保護され援助を受けている40万人の難民の多くは1990年代半ばに隣国ブルンジやコンゴ民主共和国などからやってきた。アフリカ大陸では最大、そして世界でもパキスタンやイランについて第3の難民人口だ。1961年に独立して以来、初代大統領ニエレ氏の「アフリカの民は皆タンザニア人の兄弟だ」という信念のもと、タンザニアは、独立直後、率先して難民条約に参加し、長年、隣国からの難民を寛大に受け入れてきた。しかし1994年、ルワンダでのジェノサイド（集団虐殺）事件直後、ルワンダ、ブルンジ両国から大量に流入したフツ系難民の中に紛れて、ジェノサイドを先導した反政府勢力インテラハムウェのメンバーが武器を持って難民キャンプに潜入してきた。これをきっかけに、タンザニア政府と国民の難民に対する態度は急速に硬直化していった。

さらに隣国コンゴ民主共和国（当時、ザイル）では、1996年、モブツ大統領を倒そうとしたカビラ将軍（後にモブツ政権を制して自ら大統領に就任）が東部で蜂起し、多数の人々がタンザニアに流入。その際にも元武装勢力のメンバーが武器をタンザニアに持ち込んだ。



タンザニア
UNHCRキゴマ事務所
フィールド担当官

高木典子

Profile

たかぎのりこ
1970年生まれ。南カリフォルニア大学卒。米国「School for International Training」で国際開発・多文化組織経営学修士号取得。アフリカでNGO勤務を経て、1997年にJPOとしてUNHCRのミャンマー・ヤンゴン事務所に入社。アソシエイト・プログラム担当官として派遣される。その後UNHCRネパール勤務。2003年1月から1年半子育てと勉強のため休職。2004年7月から夫と2人の子供と一緒に現任地に赴任。UNHCRの職員になったのは、観光客としてはいけないような場所で自分の限界を試せる仕事があったから。



コンゴ民主共和国難民登録の様子。ルグバ難民キャンプ UNHCR/T.Naito

ルワンダ、コンゴ民主共和国などグレートレークス（大湖）地域の紛争は常にタンザニアへ難民を流出させてきた。この地域の紛争は、植民地時代に植えつけられ独立後に激しさを増した民族間の憎悪、独立後の独裁者による富や資源の搾取や独占、その後の政治的な混乱（特に旧ザイールの崩壊後）、そして豊富な地下資源の所有をめぐる周辺国間の争いなど、様々な原因がごちゃ混ぜになっている。そして、人道援助組織の職員の間で「悪夢の」という形容詞が頻繁に使われるような最悪の難民状況を生み出した。周辺国と異なり、独立後、常に平和と安定を保ってきたタンザニアは、それを頼りに逃れてくる難民を受け入れる一方で、受け入れに伴うトラブルに悩まされたのだ。タンザニアで「難民」という言葉を発すると、タンザニア人からはたいてい否定的な答えが帰ってくる。「タンザニアの良心につけこんでいつまでも居座っている」「犯罪増加の根源だ」「武器の密輸入者たちだ」しかし、そういうコメントを「非人道的だ」と一概に非難することはできない。10月に総選挙を控えた同国では政治家の多くが「難民は早く自国に帰るべきだ」というスローガンを掲げている。難民キャンプでの援助活動や「世界食糧計画」（WFP）による食糧調達も先進国などからの資金の減少で年々縮小してきている。この困難な政治的・財政的環境の中でいかに40万人の難民の庇護と援助を続けるかはUNHCRにとって大きな挑戦である。

難民登録—適切な保護と援助への扉

UNHCRのタンザニアでの活動は大きく3つに分かれている。1.既存の難民の保護と援助、2.ブルンジ難民の（安全が確認された地域への）自主的帰還の促進、3.難民キャンプがある地域への地元行政を通じた援助、である。さらにタンザニア政府への難民法に関するアドバイスと一年に2000人をこえる第三国への再定住プログラム、そして年末には始まるかと思われるコンゴ民主共和国難民の帰還の準備など、活動内容は多岐にわたる。この幅広い活動の計画を立てる際の第一歩が、難民の登録と情報を保管するデータベースである。従来、「プリマ・ファシ（難民の地位の集団認定）」難民の多くは単に集団としてくられ、援助活動・予算計画の際に必要な人口情報、要するに「数」以外に個人情報を収集することは

なかった。タンザニアでこれまでほぼ毎年行われてきた難民登録では、家族構成員の名前や生年月日（子どもを除き、正確な誕生日を知らない人がほとんどであるが）、性別、教育レベルなどごく基本的な情報のみが個人レベルで集められ、出身地やタンザニアへの到着日などは家族の代表者（普通、夫か父親）のみに限られていた。その他の重要な個人情報、たとえば市民権や属する民族などは一切収集されなかった。このような情報レベルでは仮に家族が逃避の際に散り散りになってしまい、違う月や年にタンザニアに着いたとか、夫はツチ族に属するが妻はフツ族で、その結果ブルンジやルワンダでは差別や迫害を受けていたなどという、一個の人間としての、さらには家族としてのプロフィールがつかめない。新しい個人レベルでの難民登録制度が確立されれば難民一人ひとりの人物像が前よりもずっと的確に把握される。そして、データベースでその情報が個人レベル・集団レベルで容易に検索・確認できることにより、UNHCRも現在タンザニアで難民が直面している政治的圧力の中での確かな保護・援助対策を効率的に練ることができる。個人情報が安全にUNHCRのデータベースに保管されれば、その個人が仮に強制的に帰還させられそうになっても、政府に対して「この人はUNHCRに難民あるいは庇護希望者として登録されている」と証明でき、強制的な帰還を防ぐことができるようになる。

自分が「存在」する証し

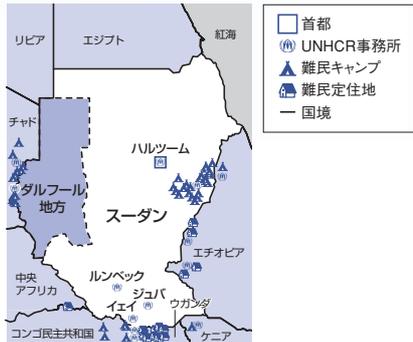
難民も私たちも同様にこの世に生まれ、成長し、結婚したり、別れたり、子どもを生んだり、病気をしたりして、最後には死ぬ。しかし大多数の難民、特にアフリカなどの発展途上国出身の難民にとって、登録は、「難民」としてだけでなく自分自身の存在そのものを証明するただひとつの手段だ。戸籍・住民登録制度が整っている日本では考えられないことだろうが、難民として生まれた子どものほとんどは正式な出生証明書さえない。写真（4頁上）のコンゴ民主共和国難民の女の子にとっては、この登録が唯一の写真のついた身分証明となる。今日、自分の身元の記録は先進国ではごく当たり前だし、国際人権宣言にも含まれる人権のひとつだが、発展途上国の多くの市民そして難民にとってはまだ遠い夢の中の人権だ。その夢の一部が、今年タンザニアで暮らす難民40万人の現実となる。



祝いの席で踊るコンゴ民主共和国難民の女性リーダーたち。ルグバ難民キャンプ UNHCR/N.Takagi

ゼロからの出発 スーダン南部

共同通信社 ナイロビ支局長
ふちのしんいち
瀧野新一



20年以上続いたスーダン内戦が1月に終結。自治を獲得した南部地域の暫定首都ルンベックを今年2月、約8か月ぶりに再訪した。「スーダン南部ってどんな所？」と日本人の知り合いに尋ねられると、いつも「まるで風の谷のナウシカか未来少年コナンの世界。一度、文明が減ってしまった後の世界のようなだった」と答えることにしている。映画やマンガの話ではない。現実にもそういう荒廃した地が自分たちが立つ地球上にあることを知ってもらいたくて。

スーダンは世界でも有数の難民・避難民を流出している国で、ウガンダ・ケニアなど周辺7か国で難民が約55万人、国内の避難民も約400万人にも上る。彼らをどう故郷に帰還させるのかは平和後の大きな課題の1つに上っている。

ルンベックで昨年帰還した元避難民らに会った。「きょうの夕食？この草よ」。崩れやすそうな粗末なわら葺小屋数十軒が身を寄せ合う一角で、ヌラ・サクさん(42歳)はその日、森の中で採取してきたという緑色の野草を取り出した。

サクさんは内戦終結を見込んで昨年7月、首都ハルツーム郊外のキャンプから故郷ルンベックに歩いて戻ってきた避難民約350人のうちの一人だった。約20年間待ちこがれた帰郷だ。敵対する政府軍の目を逃れ、多くの地雷原を避けるなど幾多の危険をくぐり抜けながらの旅は、約4か月もかかった。

彼らの内訳は子ども約150人、女性約170人、男性約30人。男性が極端に少な

い訳を尋ねると、内戦終結前なので途中で政府軍につかまり、多くの男性が連れ戻されてしまったという。

だが、苦勞の末にたどり着いた故郷でサクさんらを待っていたのは、皮肉なことに、さらに厳しい生活だった。

「この細い腕を見て」。サクさんはやせこけた両手をぐいっと前に差し出した。

「乾期の今は何も栽培・耕作できない。雨期にはマラリアなどの病気も増えるし、雨で家も壊れてしまう。毎晩、地面の上でビニールシートを被って眠るのよ」と訴えるサクさん。現在、彼らは森で木切れを集め、炭にして市場で売って細々と生きている状態だ。「故郷に戻れてうれしい。でも、ハルツームのキャンプの方が暮らしは楽だった」と小声で漏らした。

「南部の発展に難民らの帰還は必要だ。だが、まだコミュニティには彼らを受け入れる余裕はない」と打ち明けるモジョク東ルンベック郡長。内戦中に父親を病気で失ったマルクルさん(20歳)は「これまで外国の援助で何とか生きてきた。干ばつがひどく、耕作しても収穫は少ない」と苦しい暮らしぶりを語る。

スーダンでは独立前の1955年、南部を舞台に第1次内戦がほっ発した。その後、



元避難民の多くは女性と子ども。ルンベック
写真撮影：筆者



スーダン南部の暫定首都ルンベックで会った元避難民ら。この草が夕食になるという。写真撮影：筆者

約10年間の平和な時期を挟んで再発した今回の第2次内戦と合わせ、計約40年間も戦争が続いた。

そのせいで、壊れた戦車や装甲車の残骸が各地に散乱し、独立前のれんが造りの建物は崩壊。住民は粗末なわら葺屋根の小屋に住む。電気や水道、舗装道路、電話回線などのインフラは全く存在せず、ビジネスの可能性を探りに来た隣国ケニアの男性でさえも「アフリカ諸国は独立の際、植民政府によるインフラや法整備など国家の基礎があった。しかし、ここには本当に何も無い」と途方に暮れていた。

隣国ウガンダやケニアに逃れた難民らの口からは「戻っても満足な教育が受けられない」「本当に平和が続くか分からない」などと帰還に慎重な声がしばしば聞こえてくる。

UNHCRの担当者は「どう難民を帰還させるかじゃなく、彼らが自ら帰りたいと思える環境をどう作り出せるかだ」と説明する。難民が故郷に戻る道路は十分になく、推定約200万個とも言われる埋設地雷の危険があり、病院や学校の数も不十分だが、「内戦の終結後、支援国の反応は鈍い」と現地国連やNGO(非政府組織)関係者は口をそろえる。NGOオックスファムの現地代表も「飲料水にしても今、住民1000人以上に井戸は一つしかない。難民が一斉に戻れば水不足で大変な事態になる」と強調する。

今後の行く末が依然不透明な現段階では、最低限の食糧や安全、教育などを享受できる難民暮らしの方が「まだまし」と判断して故国への帰還を渋る意見が多いのは、一人の人間として十分に理解できる。

取材すればするほど難題は山積みで、スーダン南部の人々が今から向き合わざるを得ない国家再建の道のりの険しさの思うと、思わず身震いせざるを得なかった。



特定非営利活動法人
難民支援協会 (JAR)
かしまみほこ
鹿島美穂子

難民支援の担い手を育てるために 「難民アシスタント養成講座」

「大学の授業で友人が、難民について発表するのを聞いたからなんです」。ある受講者に、難民問題を知ったきっかけを聞くとそんな答えが返ってきた。そして、先生から私たち難民支援協会 (JAR) の主催する「難民アシスタント養成講座・基礎編」を紹介され、受講を申し込んだ。

JARは、日本に逃れてきた難民を支援しているNGO (非政府組織) で、UNHCRとの協働事業として、個別の難民からの相談 (2004年実績約700件) 業務を行い、法的な手続きを説明したり、難民申請の結果を待つ間の生活を支援している。活動を通して、難民にとって身近にいる市民が難民の良き理解者となって、専門的な知識を身に付けた上で病院への付き添いや通訳を行い、難民の置かれている状況を説明できるような支援の担い手を育てる必要性を実感。市民からも難民について知りたいという声が寄せられていたこともあり、難民への理解促進と支援に携わる人材育成を目的にこの講座をスタートした。

受講者は、テレビや映画を見たなど、ちょっとしたきっかけで難民について、さらには日本にも難民が来ていること、彼らを取り巻く様々な課題があることに気づき、「もっと知りたい」「自分にでき

ることを探したい」という思いを持って集まってくる。これまでに受講したのは、学生、会社員、医師、ジャーナリスト、教員、国際機関やNGOの関係者、研究者のほか、すでに支援活動に携わっている人など300名以上。

難民支援には国際基準を学ぶことから実際に難民の生の声を聞くことまで、幅広い素養が重要だと考え、講義も法制度の説明や難民に接する際の支援者の心得などの8項目、約16時間に及ぶ。最大の特徴は、難民自身、弁護士、UNHCRの職員、ソーシャルワーカーなど実際現場で活躍している講師から現実即した最新の生の話が聞けることだ。「受講者が集まるだろうか?」という当初の私たちの心配をよそに、募集開始直後には定員に達し、毎回キャンセル待ちが出るほど盛況だったため、2004年からは年4回の定期開催と「上級編」を始めた。講師には政府 (内閣官房) の難民担当者やUNHCR首席法務官などを招き、事例研究や裁判の傍聴など、より実践的で専門的な内容を取り入れた。修了後のアンケートには「映像もあって、難民がどのような生活をし、支援を必要としているのか具体的に分かった」「難民が社会に貢献できる多くの可能性を持っていることを知った」などの感想が寄せられている。特に目をひくのは、参加者の91%が「受講前後で難民に対する考え方が変化した」と答え、98%が「今後、難民支援活動を始め、続けてゆきたいと思う」と答えている点で注、「それまでは外国人と接する機会もなく、報道など外から見たイメージで怖いと思っていたが、今は自分で判断することができるようになった」との感想も寄せられた。

講座の修了生は、勉強会を開催したり、支援ボランティアをJARで、または個人で始めたり、難民法を学ぶために留学するなど、それぞれの関心に沿って活発に活躍している。周りの人に講座の内容を広め、難民について話すなど、できることから難民支援をしたいという修了生もいる。そんな多くの市民の熱意は企業の関心も惹き、講座の協賛として、数社か

ら会場やテキスト、文具類の提供を受けた。さらに企業の社会貢献担当者も受講するなど、様々なアクター (主体) の参加が得られるようになってきた。

難民への理解者、支援者の拡大は難民のためだけではない。アンケートによると日本人の漠然とした不安、恐れを払拭することにつながっている。また、「足元を見つめなおす」「地域レベルの問題について考える」きっかけにもなっており、難民問題に限らず、身近な社会の課題に取り組もうという市民の自主性を新たに生かすことにもつながる。社会に存在する多様なニーズに、柔軟に対応する担い手として、市民一人ひとりから、NGOや企業にいたる「民」のネットワークが広がっていく実感をえられるのがこの講座である。

実は私自身、かつては日本に難民がいることを全く知らずにいた。しかし、3年前、あるテレビ報道をきっかけに「日本と難民」をキーワードとしてインターネットで検索し、この講座にたどり着いた。そして、今では難民支援に携わる一人となった。最初はちょっとしたきっかけでも、難民を理解し、それぞれのやり方で気負い無く支援する人を一人でも増やそうというこの講座は、日本が難民を適切に保護する社会になるまでの長い道のりのように見えて、実は着実な一歩かもしれない、と最近では思っている。そのことは、迫害を逃れてやって来た難民が、日本に期待していることでもある。

注：2004年定期開催以降 (4回) の受講者アンケートより (回答167名)。

ご関心のある方はJARまで。
(Tel 03-5225-2135
ホームページ <http://www.refugee.or.jp/>)

基礎編プログラム一例

プログラム
国際難民法入門
UNHCRの活動と役割
難民認定に関わる法律入門
難民支援の現場から (生活支援)
難民の話
ビデオ観賞
NGOの役割・展望・まとめ
私たちにできることはなにか



質疑応答も含めて90分間、日本語で語る難民

難民保護は皆の責務



UNHCR駐日地域代表

ピルコ・コウルラ

首席法務官

**ナタリー・
カーセンティ**

迫害におびえる人々、あるいは紛争や恒常的な暴力から逃れてきた人々にとって、唯一の希望は庇護を得ることである。難民は母国で保護が受けられないため、明確に規定され国際的に承認された権利によって保護される。難民とは、国家、とりわけ1951年の「難民の地位に関する条約」と1967年の同議定書の加盟国が認識する特定の人々に関する概念である。同条約には、現在、日本を含め145か国が加盟している。

UNHCRは、難民保護と問題解決の模索、そしてそれらを各国と協力して行うために特別に設立された国連機関で、難民はそのUNHCRの支援を受ける資格がある。(難民保護において)各国とUNHCRが適用する基準と原則は、難民条約のほか、国際人権章典や拷問等禁止条約をはじめとする重要な人権法文書に定められている。さらに各国は、難民の尊厳と身体的安全に配慮し適切に対応するため、「ソフト・ロー」であるガイドラインなどを定めて、この法体制を補強してきた。

難民条約と同議定書の実施にあたっては、社会・経済的、法的、そして実際的な3つの主な障害がある。まず、社会・

経済的には、難民が大量流入している国で、国際的な義務と国家の責務との間に摩擦が生じることがある。法的には、すでにある国内法と国際条約上の義務との間に整合性がなかったり、条約が立法によって国内法に盛り込まれていなかったり、施行法が難民自身の権利ではなく、むしろ難民を担当する政府職員の職務を規定するにとどまっていたりという問題がその代表的なものだ。司法が、難民の権利を保護する役割を担う場合、難民条約の制限的な解釈が障害になることもある。実際的には、資金や人材不足、難民・入国管理担当職員の訓練不足なども障害となる。さらに、ある国からの難民に庇護を与えることが、ある種の政治的表明と受け取られ、外交に影響がでるなど認識の問題もあるだろう。

UNHCRはこの50年以上、難民条約の実施強化を目標としてきた。これはUNHCRに委託された責務であり、その詳細はUNHCR事務所規程に記されている。難民条約の第35条では、各国に対し、UNHCRとその任務遂行にあたって協力すること、またUNHCRによる同条約適用の監督責務の遂行にも便宜を与えることが求められている。ここで重要なのは、UNHCRへの協力は任意ではなく、義務とされている点である。こうしたUNHCR独特の役割は、同条約の実施を強化したいという国際社会の意向の現われでもあろう。UNHCRは、国連機関のなかでも、条約を執行する機関として最初に設立された機関のひとつだ。ただし難民条約は、その後の国際人権法文書と異なり、加盟国による実施状況の公表の仕方を定めていない。

では、UNHCRはどうやって難民条約第35条に定められた任務を遂行できるのか。難民条約の実施を監督するといっても、実際には、その活動は多岐にわたっている。UNHCR事務所規程には、難民保護のための法的枠組みの強化、難民が置かれた状況の改善や、保護を必要とする人を減らす手段の促進、庇護希望者の受け入れと庇護の提供における各国との協力で重点が置かれている。

難民保護の活動には、庇護希望者や難

民との接触を求める交渉、国内法と庇護手続きの発展促進、庇護手続きへの参加、助言の提供、判例法の発展への寄与などがある。このような活動すべてにおいて、1951年の難民条約はスタート地点であり、幅広い枠組みを提供するものとなっている。難民保護という役割を果たすにあたり、UNHCRは政府にとってのアドバイザーであり、(時には批判もする)パートナーでもある。一方、難民にとっては支援者であり代弁者だ。

UNHCRは多くの国で、政府による難民認定手続きに深く関与している。各国の制度にもよるが、UNHCRは庇護希望者の入国段階(たとえば空港などでの)、あるいは第一次審査で、または第二次審査(異議申し立て)の段階で政府に助言を行ったり、専門知識を提供している。各国政府は、こうした参加型のUNHCRの役割を内政干渉としてではなく、むしろ公平な難民認定が行える機会であると考えているようだ。日本の場合でも、このようなUNHCRの役割は、庇護手続きにかかわったり、庇護希望者のインタビューに同席したり、十分に理由付された決定に対してコメントを出したり、難民の定義の解釈について意見交換を行うことなどによって果たすことができるだろう。こうした形での協力を追求することによって、UNHCRは、難民認定に関する専門的、法学的、実務的アドバイスをより良い形でできる。条約実施状況の監督は、違反を検証することだけでなく、政府との建設的な関わり合い、対話、そして連携であるということを認識すべきである。

難民保護にかかわる政府や市民社会と、日々、協力的な関係を持つことは、UNHCRにとって不可欠だ。市民社会(NGO=非政府組織、法律家、議員など)も、情報収集、研究、分析などによりUNHCRの監督的役割に参加する必要がある。難民保護は、皆の責務である。庇護の問題についての適切な理解を促進し、難民に対し好意的で、かつ難民自身の力が引き出されるような環境を作り出すために、さまざまな関係者が互いを補いながら取り組み続けねばならない。



私とUNHCR

UNHCR コックスバザール事務所
アソシエイト・フィールド担当官

なか しげ はる の
中柴春乃

コックスバザール事務所の同僚
たちと。前列中央が筆者

第13回

スタッフプロフィール

Staff Profile

JPO[※]としてUNHCRで働くようになり、一年がたちました。何もかもが新しく毎日が精一杯だった昨年に比べ、今は少し自信を持って行動し、分析し、提案し、何より難民たちのことをより理解して仕事ができるようになったと感じます。UNHCRで働く前には、大学院で異文化の共存をテーマに異文化理解の心理学を研究しました。その後、博士課程では、インドへ2年間留学して農村で基礎教育と児童労働の撲滅に取り組む草の根NGO（非政府組織）と、国際機関、政府、ドナー（資金協力国や団体）など、グローバルとローカルの接点でそれぞれが異なるビジョンと強み・弱みを持ちながらひとつの開発プロジェクトが成り立っている様子を研究しました。この論文で東京大学大学院教育学研究科から博士号を授与されました。この時得た知見は国際機関の職員として自分がどういう立場に立って仕事をしているのか、国連機関としての強みや弱みを広い視野から認識することができたという意味で今の仕事をしていく上でも役にたっています。博士論文を執筆していた昨年JPOに合格しUNHCRでの第一歩を踏み出しました。

私とUNHCRとの出会いは高校生の時、この広報誌を読んでいた頃に遡ります。「同じ地球の上で、今同じこの時に、故郷を追われ、家族や友人と離れ離れになり、一時期あるいは長期間、仮の生活をしなければならぬ難民という人たちがいる」ことはとても衝撃的でした。同時に「今私が、こうして好きなことができず不自由なく暮らせるのは、偶然日本に生まれたからで、何も私が特別の努力をしたからではない。一方で同じ偶然から難民にならざるを得ず、厳しい生活を強

いられている人たちがいる。それなら、恵まれた環境にいる私は彼らのために何かすべきではないか」と考えるようになりました。今も、この気持ちは変わりなく、難民のために働くことは人として自然な気持ちの現れだと思っています。

現在の赴任地は、バングラデシュ南端の町コックスバザールです。UNHCRの援助活動はここにミャンマーのイスラム教徒の民族ロヒンギャが流入した1992年に始まります。過去13年間に多くは帰還し、難民数は25万人から2万人へ、20あったキャンプも今は2つに減りました。私はアソシエイト・フィールド担当官として難民キャンプでのプログラムの管理と運営に携わり、今年からは難民の保護を直接担当することになりました。

UNHCRの仕事では難民の人生に関われることにやりがいを感じます。難民キャンプでのUNHCRの支援は教育、食糧、住まいなどの様々な物質的援助から、医療、コミュニティ開発、職業訓練などまで生活全般におよびます。政府や各分野の契約実施団体との交渉と信頼関係の構築も大切な役割のひとつです。UNHCRの中心的任務である保護の仕事では、難民同士のいざこざの解決から、SGBV（性と性差に基づく暴力）や難民が直面するより深刻な問題（登録や帰還など）への対処、法的支援、地元民との関係、など広い視野と的確な対応が求められます。帰還支援も大切です。キャンプで帰還のための面接を行った時には、目も見えず歩くこともままならなかった高齢の女性が、ミャンマー

側へ着いた途端に、しゃんと背筋を伸ばしてテキパキと手続きをこなしていたのが印象的でした。13年間のキャンプ生活を終え故郷の空気に触れて活力が生まれたのでしょうか。

これまで折に触れ先輩方からアドバイスをいただき、その一つひとつが仕事をする上での指針となっています。JPOとはいえ初めからプロとしての仕事を期待されます。難民のためにという基本の上に、日々の決断を下すこと、ミスのない仕事をする、同僚との協調関係があればよい仕事ができると思います。またこの一年の間にタイ、韓国、アルメニアなど11か国の上司・同僚と仕事をしました。文化の違いを意識することや自分が日本人であることも実感することが多々ありました。国際機関の職員として働く上で、常識の感覚、明確で論理的な話し方、自分の立場や意見をしっかり持ち、伝えることも必要です。

UNHCRは大きな組織です。様々な意思決定レベルがあり、それぞれのレベルで決定し、実行できる内容が異なります。私は今の立場で自分ができる最良の仕事をする、それが、結果としてUNHCRを通して世界の難民のためになるのだと思って働いています。

これが私の限られた一年の経験の中で考えたことです。世界には多くの難民がいて、UNHCRには様々な援助活動があり、献身的な職員がいます。私はこれからも全力で仕事に取り組んで、力をつけて、難民のためによりよい貢献ができるようになりたいと思っています。

注：各国政府が給与などの費用を負担して、国連職員をめぐす35歳以下の若者に国際機関での職務経験を提供するというもの。日本では、外務省国際機関人事センターがこの事業を実施している。



難民キャンプで開かれたサイクロン(台風)へ備えるためのワークショップに集った子どもたち

UNHCRの 予算・財務制度

第3回

年次予算と追加予算

UNHCR本部 財務官 兼 財務調達局長

滝沢三郎

UNHCRの予算制度を分かりにくくしている理由のひとつが年次予算(Annual Budget)と追加予算(Supplementary Budget)の関係であろう。今回はここに焦点を当てる。

UNHCRの活動計画は年度ごとで、2006年の年次予算の準備は2004年12月に始まった。各地域事務所からの要求を2005年4月～5月に本部で審査して予算案が作られるのが6月。10月の執行委員会で承認されれば2006年1月から実施される。ドナー(資金協力)国政府の拠出も年度ごとだから、年次予算はそれなりに理にかなっている。^{注1}しかし、UNHCRは常に人道的緊急事態に面している。次々に紛争が発生したり終結したりする中、難民の流出や帰還の動きは常にあり、UNHCRの活動は緊急事態を念頭に構築されていると言って過言ではない。最近ではスマトラ島沖大地震と津波にかかる緊急援助やスーダン南部への周辺国からの難民帰還への援助がある。このような人道緊急事態は予測が難しく、一年先を見通した上で作成する年次予算になじまない。このため、ある年の年次予算が執行されている間に発生した緊急事態については、UNHCRは追加予算を組んで対応する。年次予算は新たな追加予算が組まれた分増えている。年次予算と追加予算をあわせて統合年次予算と呼ぶ。翌年の年次予算は原則として前年の当初年次予算と同じレベルで始まり追加

予算は考慮されない。したがってUNHCRの予算規模は変動を繰り返す。^{注2}(図1参照)

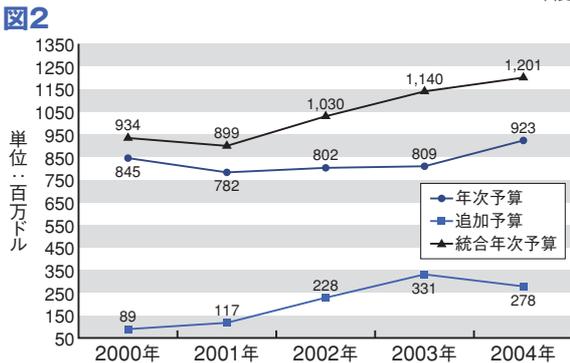
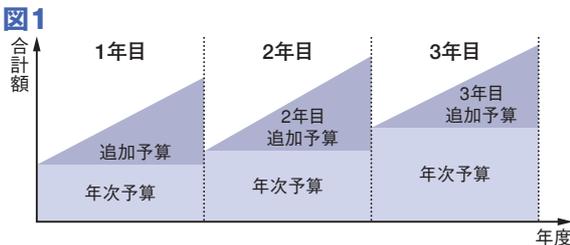
この統合年次予算制度は2000年に始まった。それ以前は、“一般計画”のほかに100%使途が指定された拠出に支えられた“特別計画”が300件以上あり、後者が予算総額の半分以上を占めていた。結果としてUNHCRの事業上の裁量の余地は小さく、拠出金が集まりにくいアフリカなどでの柔軟な対応ができないといった問題のほかに、一般計画と特別計画の基準が不明確なためUNHCRの活動の全体像がつかめず予算の透明性が低いという批判があった。統合年次予算制度はこれらの欠陥を是正し、全ての事業を一元的に管理することを目的として導入された。小規模な緊急事態や予測できなかった難民の自発的帰還を助けるためには、従前の3つの特別会計を併合した予備費勘定が設けられた。^{注3}

図2は統合年次予算の額(年末時点)を過去5年にわたって年次予算と追加予算に分けて表示している。2003年まで追加予算の占める割合が一環して増え続けたが、2004年にはその傾向が止まり、統合年次予算に占める追加予算の割合は23%に減った。^{注4}できるだけ多く

の事業を年次予算で一元的に管理する点では好ましい傾向であり、透明性の点でも評価できる。他方で大半の拠出が使途指定つきである傾向は変わっていない。指定にはその範囲に応じてセクター(援助分野)、国、地域などの枠組みがあり、最近では国レベルから大陸や地域レベルへと指定の範囲が緩和される傾向にあるが、指定率は80%にのぼる。言い換えれば予備費やプログラム支援費用、そしてUNHCR本部の人員費の一部などに当てることのできる使途が無指定の拠出は20%しかない。ドナー国側からすると国内的な財政制約があり、多

数の競合する支援要請の中でUNHCRへの拠出を増やすには“顔の見える援助”となる指定つき拠出の方が通りやすいという事情は理解できるが、UNHCRとしては指定がないか、ないしは緩やかな指定であってほしい。^{注5}

年次予算と追加予算のバランスの取れた運用は難しい。大規模な緊急人道援助のためには追加予算は不可欠だ。ただ、たとえばドナーのUNHCRへの年間拠出額が決まっている中で追加予算への要請に応ずるため年次予算への拠出が急に減らされるような場合、UNHCRの年次予算に大きな穴が開いてしまう。^{注6}組織の基本部分を支える予算が急に不足すると、解職などによる人件費削減は短期間ではできないため、現実的に取れる手段は、予備費や、NGOへの補助金の削減を含む既定の事業計画の部分凍結などに限られてくる。近年の年次予算の執行に際しては、年末時点での赤字を回避するために5%ないし10%の予算を最初から凍結して全体の事業規模を抑えてあるから、年次予算の年度途中での追加的凍結はそのままさらなる事業凍結と難民への支援削減につながる。事実2000～2002年にかけてはそれが繰り返された。UNHCRの比較的安定した財政状態を継続するためにも、ドナー国がUNHCRの財政上の脆弱性を理解した上で、拠出金がまず年次予算に向けられるように、ドナー国とUNHCRの間の十分な調整が望ましい。



注1 ほとんどの国連機関の予算会計年度は2年間だが、UNHCRは単年度制を採用している。国連行財政諮問委員会と合同監査団はこれを2年制にするよう勧告しており、この問題は今年秋のUNHCR執行理事会で議論される。

注2 UNHCRは原則として実質ゼロ成長の予算を組むが、インフレや定期昇給、追加予算の残額の翌年次予算への組み込みなどのため、年次予算は活動規模が同じでも毎年少しずつ増加する。

注3 3つの特別勘定は緊急時特別会計、自発的帰還援助のための特別会計と事業特別会計。現行の予備費の上限は事業費の10%(年間約7000万ドル)で毎年の拠出金から賄われる。予備費は500万ドルぐらゐまでの緊急援助などに使われる。

注4 追加予算の割合が減ったひとつの理由はアフガニスタンの追加予算が2005年の年次予算に組み入れられたためだ。UNHCRの財務規則により、1年以上の追加予算は翌年度の年次予算に組み入れられなければいけない。しかしイラク追加予算のように、現地の情勢が余りにも不安定なために現実的な計画・予算化が不可能な場合、追加予算のままに1年以上残されるケースもまれにある。

注5 UNHCRが昨年から試行的に始めた“第2種”の予備費(Operational Reserve Category II)への拠出は比較的順調だが、その一因にはこのカテゴリーへの拠出が100%使途指定である点にあるようだ。使途指定つき拠出が増大する傾向は大半の国連機関の間に見られ、分担金制度を採用している国際機関でも、総予算の半分以上が使途指定つきの予算外拠出になっているところがある。この問題は国連システム全体の問題として議論が続いている。

注6 大規模緊急事態に対処するため追加予算が立てられた場合、後者の7%を年次予算に支援費用として移転することが認められているが、これは年次予算の穴を埋めるには十分でない。

6月20日 「世界難民の日」



6月20日は「世界難民の日」

※本部作成のパンフレットより(原文は英文)

国連総会で、もともと「アフリカ難民の日」であったこの日(6月20日)が「世界難民の日」と定められ、以来、難民保護への世界的な関心を高める日となりました。

さて、今年のテーマは「難民であることの勇気」です。辞書には、勇気とは、「危険、恐怖、または困難にあえて立ち向かい、耐え、^{あらが}抗う精神または心の強さ(Webster's New Collegiate Dictionaryより)」とあります。

平和な生活を送る私たちには、自分の勇気を試される機会などめったにありません。難民も普通の人々でありながら、自らの過失ではないのにいつの間にか異常な状況に置かれています。そして辞書にあるように、内なる強さのなかから「恐怖を乗り越える能力」を見つけなくてはならないのです。

そのような恐怖とは、最初は戦争や迫害から逃れなくてはならない差し迫った恐怖であったり、故郷や愛する人を失う痛みであったり、逃避の苦しみかもしれません。後には、まったく新しい環境で、あるいはもはや歓迎されないかもしれない故郷で、自分たちの生活をどう再建すべきかという先が見えない強い不安が襲ってきます。

難民には勇気が必要です。希望を捨てずにいるのも勇気があります。受けた支援を最大限に生かす勇気。どんなに見通しが暗くても新しい生活をスタートさせ、やがては貢献でき、社会を豊かにする一員となる勇気。このような勇気が必要なのです。

典型的な難民などいません。誰もが異なる過去をもち、誰もが他人には分からない喪失感をもっています。しかし世界では異なる危機が、異なる人々を苦しめています。ほぼ解決された危機もありま

すが、新たな危機により新たな難民問題が生まれているところもあります。そのほかにも、革命家たちが市民を代表する

という建前のもとに起こしたゲリラ戦が長期化し、まさに一般市民が犠牲になっています。

コロンビア

マリア



マリアは17歳だというのに、もう未亡人となってしまった。彼女が住んでいた人里離れた村は、昨年、武装グループに襲われ、男たちは撃ち殺され、家屋には火が放たれた。恐怖に駆られ、マリアは森の奥深くに逃げ込み、何日もさまよい歩き、身を隠し続けた。身分証明書を持たないまま疲れ果て血を流しながら、たどり着いたのは親切な村だった。今では首都ボゴタの施設でUNHCRの援助を受けている。UNHCRから身分証明書ももらった。マリアは辛い経験を振り返らず、新たな希望と基礎教育を武器に、まだ若い人生を一からやり直す計画だ。

アフガニスタン

イブラヒム



ソビエト連邦の崩壊、タリバンの残虐な行為、アメリカ主導の軍事介入など戦争の余波はいつもイブラヒム一家を苦しめてきたようだ。7-8年前、一家は、非道なタリバンから逃れるために首都カブールを脱出。ほとんどを徒歩で雪道や丘を越え、凍った川を渡り、飢えをこらえながらの恐ろしい冬の旅の後、UNHCRが支援するパキスタンの難民キャンプにたどり着いた。それから長い年月が過ぎ、ついに一家は夢に見た故郷カブールへの帰還を果たした。自宅は爆撃で枠組みだけになっていた。だがイブラヒムは、若くない体^{むら}に鞭打って、家族の住む家を建て直すことを心に決めている。勇気と決意、それにUNHCRから支給された住宅建設用品で、いまや「元」難民である誇り高い彼は、きっと再建をやり遂げるに違いない。

勇気のある人々の横顔

「世界難民の日」にあたり、今年はUNHCRが保護する難民や避難民、約1700万人のうち、それぞれ異なる地域出身の5人の横顔を紹介します。当然ながら、彼らの本名は明らかにしていません。

ん。けれども彼らに代表される難民の勇気は、まちがいなく本物です。

難民の勇気を讃えよう

「世界難民の日」は、世界の難民の不屈の精神と勇気に敬意を表する日です。

難民の勇気は、危険や暴力に耐えるだけでなく、厳しい環境や不慣れな環境であっても、生活を建て直し、社会に貢献するところに現れています。

ベトナム

フー・ホン博士



フランスで教育を受けた医師のフーは、政府に目を付けられた。命の危険を感じたフーは、ベトナムを出るには船でマレーシアに逃れるしかないと、1989年、他の脱出者、十数名とともに粗末で甲板もない漁船に乗り込んだ。20日後、脱水症状と全身日焼けによる水ぶくれで、乗船者はフーを含め8人になっていた。しかし彼らはクアラルンプールに近いスンゲイ・ベシ・キャンプにたどり着いていた。のちにフーはUNHCRの支援によってカナダに第三国定住し、そこで一から英語を学び、小児科医の資格を再び取得した。熱帯地方のベトナムで育ったフーにとって、カルガリーの厳しい冬に慣れるのも生易しいことではなかった。

ボスニア・ヘルツェゴビナ(サラエボ)

ハナ



スウェーデンのゴテンベルグの安全なアパートにいる今も、恐怖の日々を振り返るとハナは信じられない思いがする。一体どうして隣人が、何世代も前からの友人が、突然激しく自分を憎むようになったのか。何世紀も隣人として力を合わせてきたのに、なぜ民族浄化という言葉のない凶悪な行為が突然爆発したのか。サラエボ包囲中に受けた爆撃で家から逃れなければならなかったハナは、闇夜にまぎれて敵陣を突破し、避難することができた。数週間さまよい歩いた後、ついに西ヨーロッパにいる旧ユーゴスラビア難民70万人の一人となった。1995年に難民としてスウェーデンで受け入れられ、2児の母であると同時に、キャリアウーマンであり、かつ地元の副市長として成功を収めている。

スーダン(ダルフル地方)

グローリア



砂っぽいスーダン西部のダルフル地方で、グローリアが細々とでも、それなりに暮らしていたのはわずか半年前のことだ。現在、彼女は隣国チャドの国境にあるUNHCRの難民キャンプのテントで、1日ひとつかみ程度のトウモロコシを食べながら、故郷に帰る日を辛抱強く待っている。すべての始まりは、民兵が村を襲い、銃やナタで虐殺を始めたときだ。死んだふりをしてきたグローリアは、夜を待って、砂漠に逃げた。何日も歩き続け、昆虫や木の根で食いつなぎ、強風に煽られた砂に絶え間なく襲われながら、ついにUNHCRの現場(を巡回する)チームに発見された。苦難はようやく終わり、恐怖は過去のものとなった。だがグローリアは、かつての生活が懐かしい。彼女は今、希望を持ちつつ暮らしている。いつかきっと故郷に帰ると。



6月20日は「世界難民の日」

難民のために働く勇氣

難民がいる危機の現場には、必ず UNHCR の職員がいます。ときには彼らの命も難民と同じ危険にさらされ、命が失われる場合もあります。そのような職員の一人在バンサン・コシェテルです。彼は、ロシアの UNHCR 北コーカサス事務所長を務めていたとき、ほぼ1年間、毎日死の恐怖にさらされながらも、運良く生還しました。

1998年のある晩、バンサンがアパートの

ドアを開けると覆面をした3人の男たちが銃を持って立っていた。彼らは室内になだれ込むと、バンサンをひざまずかせた。「背後から頭を撃ち抜かれると覚悟した」とバンサンはその時を振り返って言う。だがそれから3日間、彼は車のトランクに押し込められ、317日間にわたる悪夢のような恐ろしい拉致が始まった。バンサンは常に殴られ、処刑の真似事をされ、手錠をはめられたまま暗い地下室に閉じ込められた。太陽の光をみたのは1度しかない。逃亡の試みが発覚してからは、9か月間手錠をはめられ、1メートルほどのケーブルでベッドにつな

れた。歩けたのははっきり4歩だけだった。「よく5歩目を踏みだすことを夢に見ていた」とバンサンは後に語っている。

ロシアの特殊部隊が激しい銃撃戦の末、バンサンを救出する4日前、他の4人の人質が残虐にも殺された。「なぜ他のみんなは殺されて私だけが助かったのか」と、バンサンは悩んだ。けれども、とにかく彼は生還し、10か月間もテロリストによって捕らわれていたにもかかわらず、再び UNHCR に戻って人道支援に携わっている。バンサン・コシェテルの経験は、まさに並外れた勇氣の物語である。

あなたも6月20日の「世界難民の日」を機に、 難民のことを考えてみませんか？

①パリナック (PARinAC) 2005 講師派遣活動

UNHCR と難民の保護・支援において協力活動を行う NGO (非政府組織) によって形成されるパリナックでは講演会の主催

者を募集し、パリナック加盟団体から講師を派遣しています。関心のある方は、右記のホームページをご覧ください。

www.unhcr.or.jp/news/info/parinac/

②新写真パネルセットの貸し出し

「世界難民の日」に向けて新しい貸し出し写真パネルを作成しました。あなたの住まいの地域で展示会を開きませんか。関心のある方は、下記までご連絡下さい。

日本国連HCR協会
03-3499-2450
<http://www.japanforunhcr.org>

●パネルの内容

アフリカ、アジア、ヨーロッパそして南米の難民・避難民の姿をとらえた写真パネル (20点) と「難民とは」「世界難民の日」など説明パネル (4点) で構成されています。

●サイズと点数

全24枚

説明パネル A2サイズ (59.4×42cm) 4枚
写真パネル 半切サイズ (35.1×42.7cm) 20点
(写真の説明はついています。)

*なお、恐れ入りますが、パネルの送料のご負担をお願いしています。



ミャンマー国境に近いタイのタムヒン難民キャンプ。約1万人のミャンマー難民が狭い敷地内で暮らす。UNHCR/R. Hakozaki



グルジアから北オセチアに逃れた難民を収容するために設けられた54か所のセンターのひとつ、ギゼル・センター。ここは元ホテルであった。UNHCR/V. Soboleva

写真展

「アンゴラ難民とザンビアの人々」開催

東京事務所では、今年も「世界難民の日」にあたり写真を通して難民を知っていただく場として、写真展を開催します。

「世界難民の日」写真展

「アンゴラ難民とザンビアの人々」

●開催期間：2005年6月18日(土)～

7月13日(水)

初日の6月18日を除き

土・日は閉館

●開催時間：10:00～17:30(18:00閉館)

●場所：UNハウス(国連大学ビル)1・2階
UNギャラリー

渋谷区神宮前5-53-70

(地下鉄「表参道」駅B2出口から徒歩5分、JR「渋谷」駅東口から徒歩8分)

●入場料：無料

●内容：ザンビアで暮らすアンゴラ難民と地元の村民の様子など

(撮影 写真家 沼田早苗さん)

●協力：日本国連HCR協会

●後援：外務省



レンガを焼く準備をする(ザンビア・イニシアティブのプロジェクトの一つ) 撮影：沼田早苗



難民生活に別れを告げて(アンゴラに帰る難民)
撮影：沼田早苗

スライド&トークショー

(沼田早苗さんほか)

●日時：2005年6月23日(木)

午後2時より、約2時間

●場所：UNハウス
(国連大学ビル)2階
レセプションホール

●入場料：無料

●事前に申し込みが必要です。
ホームページにある申し込み用紙を電子メールでお送りいただくか、ファックスでお送りください。

詳しくは、www.unhcr.or.jpをご覧ください。



希望を胸に(アンゴラに帰る難民)
撮影：沼田早苗



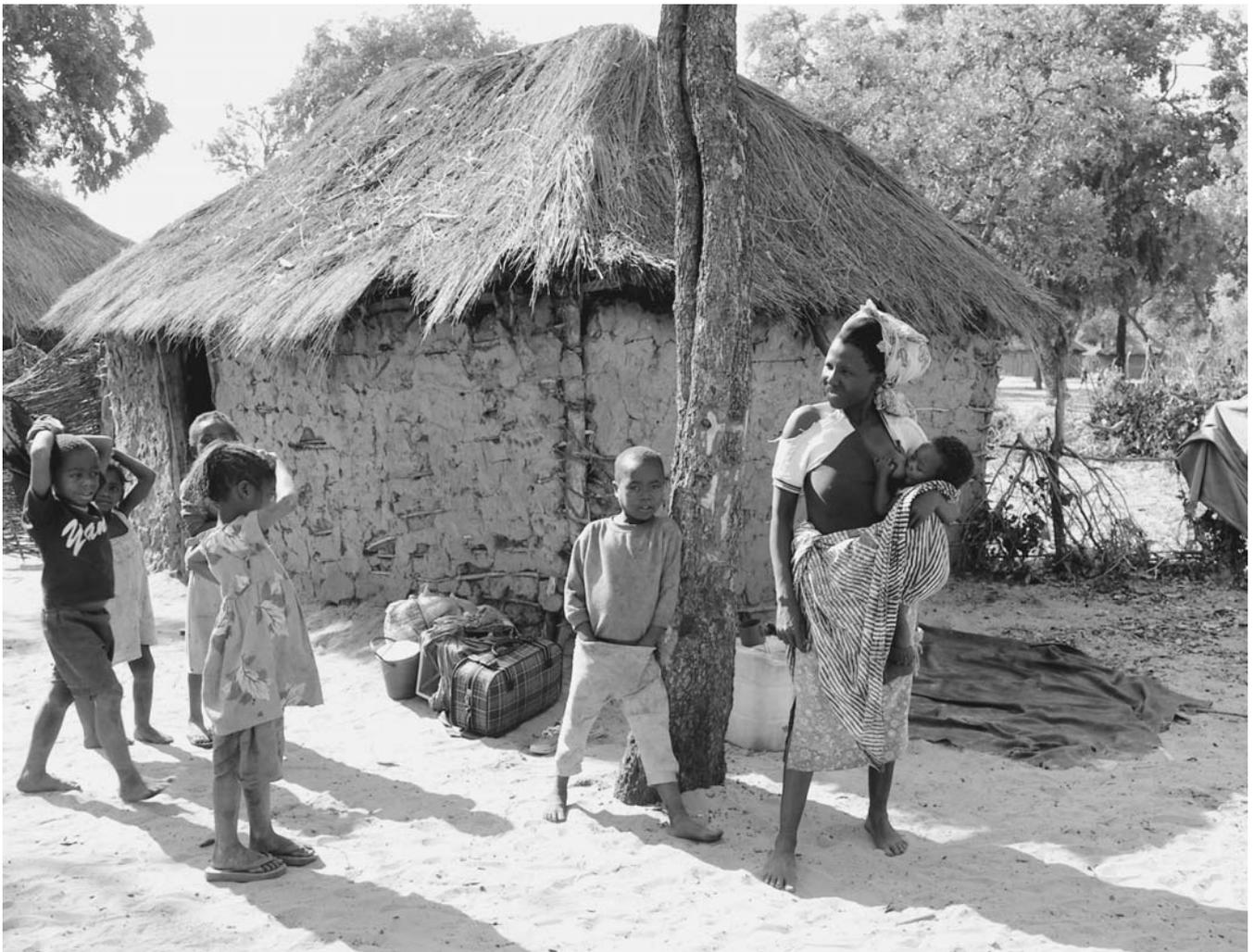
6月20日は「世界難民の日」



(国際的な支援のもと) 地元ザンビア住民とアンゴラ難民が協力して建設に関わることで、両者の融合が期待される 撮影：沼田早苗



(難民キャンプの近くに住む地元住民のために作られた農場用)井戸からくんだ水を畑にまく女性 撮影：沼田早苗



ザンビア南西部にあるナングェシ難民キャンプ 撮影：沼田早苗

UNHCRの津波被災者への支援

UNHCRは、昨年末のスマトラ島沖地震と津波の発生直後から、特別な措置として、インドネシア、スリランカ、ソマリアの3か国で被災者に人道援助を行ってきた。活動内容は主に、①被災者へのテントや仮設住居と(食糧以外の)生活必需品の提供、②支援物資の輸送と配布、などである。

インドネシアでは10万人以上の被災者を対象に、軽量テントやビニールシート、給水用ポリタンク、台所用品、毛布、地元製の寝袋などを配布してきた。活動の中心は特に震

源地に近く、被害が大きいアチェ州西海岸。スイス政府が提供したヘリコプター3機は、地震で陸路が寸断されたこの地で活動上の大きな戦力となった。

スリランカでは、被災者のうち35万3000人が長年の紛争から国内避難民となり、いまだに支援を必要としている人々であった。UNHCRは中でも特に配慮の必要な約26万1000人に援助物資を、1万6550家族に緊急の仮設テントを提供。また、アンバラ県ではこれまでに42の仮設住居を建設し被災

者に引き渡した。今後、2500の仮設住居を建設する予定。(4月8日現在)

津波に襲われたソマリアの北部プントランドは、すでに4年続いた旱魃^{かんばつ}、周期的な洪水、慢性的な不安定な治安状況にあり、課題の多い支援活動となっている。治安の悪さが被災者への接触を妨げているが、約2万5000人を対象に毛布やビニールシートなどを周辺諸国から輸送し、援助を継続している。(スリランカを除き3月25日現在)

スーダン南部 — 不足する活動資金

21年にわたったスーダン南北の内戦が、今年1月9日、政府と反政府組織との間で成立した和平合意によって公式に終わりを迎えた。すでに推定60万人が、国内の各地、あるいは隣国からスーダン南部へ自力で戻ってきているが、長期の内戦によって、この地域のインフラは壊滅し、水や医療、教育などの基本的ニーズも満たせない状況にある。隣国にはスーダンからの難民約55万人が、国内には避難民が、推定で610万人といわれる。

UNHCRがこの地域で行う活動の中心は以下の2点である。まず、すでに自力で帰還してきた約60万人(難民であったが受け入れ国において未登録であった20万人と国内

避難民40万人)の差し迫ったニーズに応えること。そして、雨期が終わる9月からの帰還計画によってこの地域への帰還が見込まれる難民・国内避難民(計100万人以上)への支援である。これらに必要な予算総額は6000万ドルだが、5月11日現在、約1200万ドルしか得られていない。

UNHCRは今年の2月後半から、水や保健衛生、コミュニティ・サービス、インフラ、教育、収入向上活動などの分野の専門家からなる緊急援助チームをこのスーダン南部に派遣し、帰還してくる元難民や国内避難民のためのインフラや基本的ニーズを整える支援にあたっている。



水汲みは子どもたちの仕事。水場が安全で近い場所があれば、時間的な負担が減り、勉強する機会も増える。水の供給と教育はこの地域でのUNHCRの支援活動の重要課題となっている。
UNHCR/Y.Moriya

トーゴ難民、隣国ガーナとベナンへ流出

西アフリカの国トーゴでは、4月末に大統領選の結果が発表された後、政治的な緊張が高まり、それを恐れた人々が隣国ガーナとベナンへ逃れた。その数は3万2000人近くに上っている。

ガーナでは難民約1万5000人を地元住民が受け入れた。しかし、その地域では食糧や生活必需品などの物資が少なくなってお

り、UNHCRは、援助物資を配給して、新たに難民が流入しても、この地元での受け入れが続くよう支援している。

一方、1万7000人が逃れたベナンでは、難民の約7割が親戚や地元住民の家々に滞在し、残りの人々は、UNHCRが協力団体とともに設けた難民キャンプ2か所で支援を受けている。難民の到着が、雨季と重なった

ため、キャンプの建設や物資の輸送なども困難な状況の中で行われている。主な援助物資はテント、毛布、ビニールシート、マット、給水用ポリタンク、台所用品、石けんなど。ガーナの備蓄庫から輸送されている。キャンプの生活状況の改善のためにトイレ、シャワー、給水設備の増設が急務の課題。(5月20日現在)

英国政府、ミャンマー難民の第三国定住を受け入れる

英国政府とUNHCRによる第三国定住・合同イニシアチブの一環として、50人をこえるミャンマー難民が英国に到着した。このイニシアチブは一次庇護国において長期に難民状態にあり、保護上の問題がある人々を支援する目的で実施されている。このうち25人は、現在ロンドン郊外でオリエンテーション

を受けており、数日後、北部のシェフィールドに移動する予定。

このミャンマー難民の到着は、英国政府が毎年500人を第三国定住させるという「ゲートウェイ(Gateway)保護計画」のもとに継続されている事業。この週に受け入れられた難民の大半は女性と子どもで、ほぼ10年間

ミャンマーと国境を接するタイ西部の難民キャンプで暮らしていた。主にカレン族とロヒンギャ族である。

2003年のゲートウェイ計画の開始以来、英国にはリベリア、スーダン、コンゴ民主共和国そしてミャンマーからの難民が定住している。(5月19日現在)